

豊中市保育教諭確保のための資格等取得支援事業補助金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格の一方のみ有する者の保育士資格又は幼稚園教諭免許状取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的として、市内の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）における保育教諭確保のための資格等取得支援事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 市内の認定こども園等に勤務する者について、幼稚園教諭免許状又は保育士資格の一方のみ有する者が保育士資格又は幼稚園教諭免許状を取得するために要した、保育士又は幼稚園教諭を養成する学校その他の施設（以下「養成施設等」という。）の受講料等及び保育士資格又は幼稚園教諭免許状の一方のみ有する者が幼稚園教諭免許状又は保育士資格を取得する際における保育士又は幼稚園教諭の代替に伴う雇上費の補助を行う。

(実施要件)

第3条 対象となる施設は、市内の認定こども園等であること。

2 対象となる者は、次の要件を全て満たすこと。

(1) 保育士資格又は幼稚園教諭免許状取得にかかる受講料等

- ① 対象施設に勤務しており、幼稚園教諭免許状又は保育士資格の一方のみを有しているが保育士資格又は幼稚園教諭免許状を有しない者であり、特例制度の対象者であること。
- ② 原則として、補助金の交付年度内に、養成施設等において保育士資格又は幼稚園教諭免許状の取得に必要な科目の受講を開始していること。
- ③ 養成施設等における必要となる科目修得後、保育士資格又は幼稚園教諭免許状が交付され、認定こども園等において原則1年間以上勤務すること。
- ④ 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けていないこと。

(2) 代替保育士又は代替幼稚園教諭雇上費

保育士資格又は幼稚園教諭免許状の一方のみ有する者が幼稚園教諭免許状又は保育士資格を取得するに当たっての受講料等補助の対象となる保育士又は幼稚園教諭（以下「対象者」という。）の代替として、対象施設に雇上された保育士又は幼稚園教諭（以下「代替職員」という。）であること。

(交付の対象)

第4条 補助の対象となる経費は、養成施設等の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税並びに保育士又は幼稚園教諭の代替に伴う雇上費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める経費を対象として、次の各号に定める額を上限とする。

(1) 保育士資格又は幼稚園教諭免許状取得にかかる受講料等

本事業の対象となる者1人につき、養成施設等の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、100千円を上限とする。

(2) 代替職員雇上費

① 代替保育士の場合 1日当たり8,440円を上限とする。

② 代替幼稚園教諭の場合 1日当たり8,440円を上限とする。

(実施計画書の提出)

第6条 補助金の交付を申し込もうとする者は、実施計画書(別紙1又は別紙3)を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の計画書には、次の各号に定める書類を添付すること。

(1) 対象者が対象施設に勤務していることが確認できる書類。

(2) 対象者が養成施設に在学していることが確認できる書類。ただし、実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること。

(3) 代替職員を雇う場合は、その者が対象施設に勤務していることが確認できる書類。

(4) 前号の代替職員の保育士資格証又は幼稚園教諭免許状の写し。

(実施計画書の受理及び通知)

第7条 市長は、実施計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を確認し、対象の可否を判断の上、速やかに通知を行うものとする。

(交付の申込)

第8条 前条で実施可の通知を受けた者は、対象者が資格等取得後、対象施設に1年間以上勤務することが決定した日の属する月の翌月末日までに、交付申込書(様式第1号)を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期日までに提出できない場合は、この限りではない。

2 前項の申込書には、補助金所要額調書(様式第1号-1)、補助金内訳書(様式第1号-2)及び収支予算書を添付すること。

(事業完了報告書の提出)

第9条 前条で交付の申込を行う者は、あわせて事業完了報告書(別紙2又は別紙4)を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に定める書類を添付すること。

(1) 対象者が資格等を取得した後、対象施設に1年間以上勤務することが決定したことが確認できる書類。

(2) 養成施設等の長が発行する対象経費の領収書の写し。

(3) 対象者の保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し。

(4) 代替職員が対象施設に勤務していたことが確認できる書類。

(交付決定)

第10条 市長は、補助金の交付申込があったときは、当該申込に係る書類等につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たって必要な条件を付するものとする。

(交付決定の通知)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付を申し込んだ者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 前条で補助金の交付決定を受けた者は、実績報告書（様式第3号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の報告書には、補助金精算書（様式第3号-1）、補助金内訳書（様式第3号-2）及び収支決算（見込）書を添付すること。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書等につき審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 前条の規定により補助金の交付の確定の通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による交付請求書を受けた場合は、補助金を速やかに交付する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽又は不正の手段により申込をしたとき。

(2) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 市職員の指示に従わないとき。

(書類の保管)

第17条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならない。

(仕入控除)

第18条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、様式第6号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

附則

この要綱は、平成２７年１月２０日から施行し、平成２６年度の補助事業から適用する。

附則

この要綱は、名称を「豊中市保育教諭確保のための資格等取得支援事業実施要綱」から「豊中市保育教諭確保のための資格等取得支援事業補助金要綱」と改正したうえで、平成２８年３月２日から施行し、平成２７年度の補助事業から適用する。

附則

この要綱は、平成２９年１２月２０日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、平成３０年１２月１３日から施行し、平成３０年４月１日より適用する。

附則

この要綱は、令和元年１０月３１日から施行し、平成３１年４月１日より適用する。

附則

この要綱は、令和３年１月２２日から施行し、令和２年４月１日より適用する。

附則

この要綱は、令和３年１２月１日から施行し、令和３年４月１日より適用する。

附則

この要綱は、令和４年１０月３１日から施行し、令和４年４月１日より適用する。

附則

この要綱は、令和５年２月２８日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年１１月１７日から施行し、令和５年４月１日より適用する。

附則

この要綱は、令和５年１２月５日から施行し、令和５年４月１日より適用する。

附則

この要綱は、令和６年３月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年１２月１８日から施行し、令和６年４月１日より適用する。

附則

この要綱は、令和７年９月１日から施行し、令和７年４月１日より適用する。

附則

この要綱は、令和８年８月１７日から施行し、令和８年４月１日より適用する。